

## 7 悪臭

## 悪臭の概況

「悪臭」とはいやなにおい、不快なにおいの総称であり、人間の嗅覚に直接訴える感覚的な公害であるため、住民の快適な生活環境を損なうことが問題となる性質をもちます。

市では、悪臭防止法第3条及び第4条の規定に基づき、規制地域及び規制基準を定めています。規制基準値は次のとおりです（令和3年4月1日秦野市告示32号）。

農業振興地域を除く全ての工場・事業所は1号規制（敷地境界線）、2号規制（気体排出口）及び3号規制（排水）の臭気指数を遵守する必要があります。

区分	規制基準	
敷地境界線 (1号規制)	1種地域 ・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第二種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域 ・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域	臭気指数 10
	2種地域 (規制地域のうち1種地域を除く地域をいう)	臭気指数 15
気体排出口 (2号規制)	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度または臭気指数とする。 ※気体排出口の規制基準値は、排出口の高さ(15m)により算出方法が異なる。 「15m以上の施設」は、規則6条の2第1項第1号で算出(臭気排出強度) 「15m未満の施設」は、規則6条の2第1項第2号で算出(臭気指数)	-
排水 (3号規制)	1種地域 ・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第二種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域 ・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域	臭気指数 26
	2種地域 (規制地域のうち1種地域を除く地域をいう)	臭気指数 31